

8 職員体制

(1) 職種別の職員数等

(平成30年7月1日現在)

	職員数	常勤換算後の		夜間勤務職員数 (時～翌時) (最少人数)	備考 (資格・委託等)	
		人数	うち自立対応			
従業者の内訳	管理者	1 ( - )	/	/	-	
	生活相談員	1 ( - )			-	
	直接処遇職員	65.9 ( 25 )	53.0	21.5		
	介護職員	61.9 ( 24 )	49.9	21.5	夜勤4名 (最少1名)	介護福祉士 (常勤32名、 非常勤7名)
	看護職員	4 ( 1 )	3.1	-	夜勤0名	正・准看護師 (常勤3名) 准看護師 (非常勤1名)
	機能訓練指導員	2 ( 1 )	/	/	-	
	理学療法士	- ( - )			-	
	作業療法士	- ( - )			-	
	その他	2 ( 1 )			-	
	計画作成担当者	1.6 ( 1 )			-	介護支援専門員 (常勤2名・非常勤 1名) うち常勤2名介護 職員兼務
	医師	- ( - )			-	
	栄養士	2 ( 2 )			-	
	調理員	17 ( 7 )			-	調理師11名
	事務職員	12 ( 1 )			-	
	その他職員	12.5 ( 7 )			-	
合計	115 ( 44 )			-		

注1) 職員数欄の( )内は、非常勤職員数で内数。

2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。

3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。

4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

## (2) 職員の状況

管理者	他の職務との兼務						① あり 2 なし				
	兼務に係る資格等		① あり								
			資格等の名称		介護支援専門員						
		2 なし									
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数			1		2				1		
前年度1年間の退職者数			1		1						
業務に応じた職員の経験年数	1年未満			1	1				1		
	1年以上3年未満		1	5	2						
	3年以上5年未満			2	4						
	5年以上10年未満	1		7	4			1			1
	10年以上	2		24	13	1				2	
従業者の健康診断の実施状況					① あり 2 なし						

## ○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※18
要支援者の人数	27.2	28.6	28.8
要介護者の人数	49.3	50.3	48.0
指定基準上の直接処遇職員の数 ※16	19.2	19.6	18.9
配置している直接処遇職員の数 ※17	28.8	29.5	28.4
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の数割合	2.0 : 1	2.0 : 1	2.0 : 1
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間 40 時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員 早番	7 : 00 ~ 16 : 00	
	日勤	8 : 30 ~ 17 : 30	
	遅番	10 : 00 ~ 19 : 00	
	夜勤	17 : 00 ~ 翌9 : 00	
	看護職員 日勤	8 : 30 ~ 17 : 30	

※16 常勤換算後の人数。

※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	1 人 (一人)	介護職員実務者研修修了者	0 人 (1人)
介護福祉士	38 人 (1人)	介護職員初任者研修修了者	13 人 (13人)
介護支援専門員	0 人 (9人)	資格なし	11 人 (一人)

注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を( )に外数で記入する。

注2) 介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。